

相続税のあらまし（平成27年分以降用）

- この「相続税のあらまし」は、相続税の仕組みについて、簡単に説明したものです。
相続税に関する詳細な情報等を確認したい場合は、国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」
【www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm】をご覧ください。
- 相続税に関して一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください（最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください。）。
また、具体的書類や事実関係を確認する必要がある場合など、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

1 相続税とは

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

2 相続税の申告が必要な人とは

被相続人から相続などによって「財産を取得した人それぞれの課税価格」（次ページの「4 相続税が課される財産」の価額から「5 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」の価額を差し引いた金額）の合計額が、「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

※ 「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいますが、被相続人に養子がいる場合には、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がいな

いときは2人）までとなります。

○ 「相続人」とは

民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。

- 1 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。
- 2 次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。

第1順位

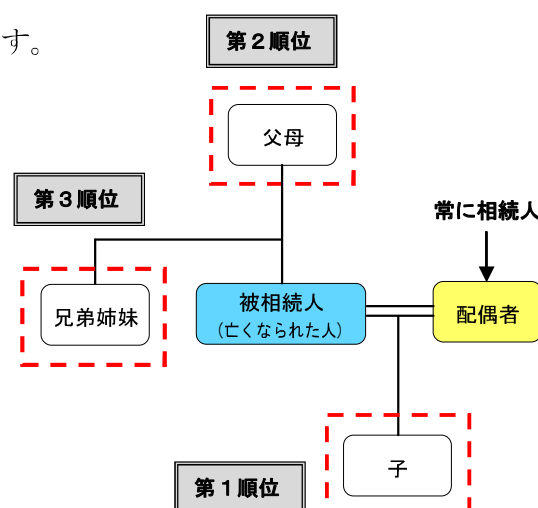
被相続人の子（子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、孫（直系卑属）が相続人となります。）

第2順位

被相続人に子や孫（直系卑属）がいなときは、被相続人の父母（父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人の祖父母（直系尊属）が相続人となります。）

第3順位

被相続人に子や孫（直系卑属）も父母や祖父母（直系尊属）もいないときは、被相続人の兄弟姉妹（兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときなどは、被相続人のおい、めい（兄弟姉妹の子）が相続人となります。）



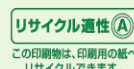
3 相続税の申告と納税

相続税の申告をする必要がある場合には、被相続人が亡くなった日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合には、納税しなければなりません。



税務署

この社会あなたの税がいきている



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

4 相続税が課される財産

相続税の課税対象となる財産は次のとおりです。

(1) 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

①土地、②建物、③株式や公社債などの有価証券、④預貯金、⑤現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。

そのため、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象となります。

なお、財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものや無記名のものなども相続税の課税対象となります。



(2) みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」（被相続人が負担した保険料に対応する部分に限ります。）や「退職金」などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

ただし、「生命保険金」や「退職金」のうち、一定の金額（注）までは非課税となります。

（注）一定の金額とは、「生命保険金」及び「退職金」の区分ごとに、次の算式によって計算した金額をいいます。

$$\text{(算式)} \quad 500 \text{ 万円} \times \frac{\text{法定相続人の数}}{\text{(前ページの「2」を参照)}} \times \frac{\text{その相続人の取得した金額の合計額}}{\text{相続人全員の取得した金額の合計額}}$$

(3) 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、贈与税の申告の際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

(4) 被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産

被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産（上記（3）を除きます。）は、相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

5 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用

(1) 控除できる債務

被相続人の債務は、相続財産（上記4（1）から（3）までの財産の価額の合計額）の価額から差し引かれます。

差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

(2) 控除できる葬式費用

被相続人の葬式に際して相続人が負担した葬式費用は、相続財産（上記4（1）から（3）までの財産の価額の合計額）の価額から差し引かれます。

葬式費用とは、①お寺などへの支払、②葬儀社、タクシー会社などへの支払、③お通夜に要した費用などです。なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

6 主な相続財産の評価方法

(1) 宅地

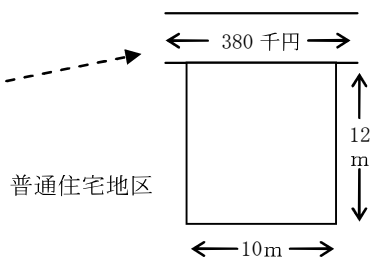
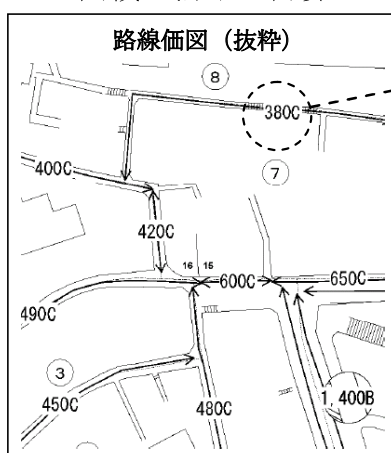
宅地の評価方法には、【路線価方式】と【倍率方式】の方法があります。

【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことです。

路線価は、国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】の路線価図で確認することができます（路線価図は千円単位で表示されています。）。

宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。



(路線価) (奥行価格補正率) (面積) (評価額)

$$38 \text{ 万円} \times 1.00 \times 120 \text{ m}^2 = 4,560 \text{ 万円}$$

(注) 調整率には、「奥行価格補正率」、「側方路線影響加算率」などがあります。調整率については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】（ホーム>申告・納税手続>税務手続の案内>財産評価関係>[手続名]土地及び土地の上に存する権利の評価明細書）で確認することができます。

【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資産税評価額（市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は地域によって異なります。）を掛けて計算します。

倍率は、国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】の評価倍率表の「一般の土地等用」で確認することができます。

評価倍率表（抜粋）						
固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
路線	比準	比準	比準	比準	比準	比準
1.1	純 13	純 22				
1.1	純 11	純 16	純 19	純 20		

(固定資産税評価額) (倍率) (評価額)

$$1,000 \text{ 万円} \times 1.1 = 1,100 \text{ 万円}$$

(注) 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」の「宅地」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

(2) 建物

原則として、固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。

(3) 上場株式

原則として、次のイからニまでの価額のうち、最も低い価額により評価します。

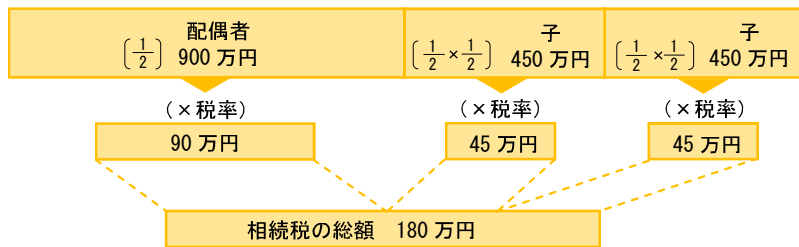
- イ 相続の開始があった日の終値
- ロ 相続の開始があった月の毎日の終値の月平均額
- ハ 相続の開始があった月の前月の毎日の終値の月平均額
- ニ 相続の開始があった月の前々月の毎日の終値の月平均額

7 相続税の計算（具体例）

○ 財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が 6,600 万円で、配偶者と子 2 人で 3 分の 1 ずつ相続した場合

$$\begin{array}{rcccl} \text{(課税価格の合計額)} & & \text{(基礎控除額)} & & \text{(課税遺産総額)} \\ 6,600 \text{ 万円} & - & (3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人})) & = & 1,800 \text{ 万円} \end{array}$$

課税遺産総額を法定相続分であん分



相続税の総額を実際の相続割合であん分

配偶者 $\left(\frac{2,200 \text{ 万円}}{6,600 \text{ 万円}} \right)$ 60 万円	子 $\left(\frac{2,200 \text{ 万円}}{6,600 \text{ 万円}} \right)$ 60 万円	子 $\left(\frac{2,200 \text{ 万円}}{6,600 \text{ 万円}} \right)$ 60 万円
---	---	---

※ あん分した税額から、配偶者の税額軽減等の各種の税額控除の額を差し引きます。

- (注) 1 納付税額が算出される場合は、申告期限（被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内）までに納付してください。
2 納期限（申告期限）までに金銭で一時に納付することが困難な事由がある場合には、例外的な納付方法である延納又は物納が認められています（国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」に、詳しい手続等を記載した「相続税・贈与税の延納の手引」又は「相続税の物納の手引」を掲載していますので、ご覧ください。）。

【相続税の主な特例】

1 小規模宅地等の特例

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。

2 配偶者の税額軽減（配偶者控除）

被相続人の配偶者の課税価格が 1 億 6,000 万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

※ 特例を適用するためには、相続税の申告書を提出する必要があります。特例を適用した相続税の申告書の記載例を国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」に掲載していますので、ご覧ください。

8 国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」を是非ご覧ください！

「国税庁ホームページ」【www.nta.go.jp】（平成28年4月1日現在）



【相続税の申告要否判定コーナー】

相続財産等の入力

該当する項目の入力するボタンをクリック。画面の真下に追加入力しての扱い(入力終了した項目については、「修正・内容確認」ボタンが表示されるときに金額の欄に入力済みの値が表示されます。)

該当する全ての項目の入力が終了したら「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

当画面の入力例

相続財産

項目	入力・修正・内容確認	金額
土地等	修正・内容確認	23,000,000 円
建物	修正・内容確認	5,600,000 円
有価証券	入力する	円
現金・預貯金	修正・内容確認	15,543,000 円
生命保険金等・死亡退職金等	入力する	円
その他の財産	入力する	円
相続税精算課税適用関係	入力する	円
相続財産の合計額		44,143,000 円

法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその要否を判定します。

【参考】 税理士をお探しの方へ

税理士や税理士法人（以下「税理士等」といいます。）でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」にご注意ください。

日本税理士会連合会ホームページ内の**税理士情報検索サイト**【<https://www.zeirishikensaku.jp>】では、税理士等の検索が可能です。

